

佐賀県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年四月五日から平成二十三年五月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 松尾湯の原線	佐賀市富士町大字小副川字古村一三 一〇番五地先から 佐賀市富士町大字上熊川字湯の原三 一〇番一地先まで	平成二三・四・五